

学納金返還請求事件の現状

山本 隆 司

- . はじめに
- . 学納金返還請求事件に関わる裁判の状況
- . 「表 - 1」に関する説明

- . 「表 - 2」に関する説明
- . 「表 - 3」「表 - 4」の説明
- . 最後に

. はじめに

いわゆる「学納金返還請求事件」¹⁾について研究する。私立大学²⁾の場合、大学の設置と運営に関わっては学校教育法を始めとする各種行政法規に規律されるが、個々の受験生・学生³⁾と、当該大学を設置運営する学校法人との間は私法上の関係である。「学納金返還請求事件」は、ここで問題となる私法上の関係の性質・内容、関係当事者相互の法的権利義務関係を考察することを要する問題⁴⁾である。この考察の前提として、「学納金返還請求事件」に関する裁判例につき、「表 - 1 ~ 4」の資料を作成した。判決例を考察の対象とする場合、個別の判決を取り上げて評釈するという方法もある⁵⁾が、50件に迫る同種事案の判決例が様々のメディアで公表されている現状においては、これらを鳥瞰した上で総合的に考察する必要があると考えられる。

あくまでこうした目的にできる考察の前提であるが、以下に述べるように、データが様々の形で所在するため、これらを網羅して判決例に関する情報を一望できるようにした資料を考察の公表に先立って公表することにも一定の意義があると考えた。

. 学納金返還請求事件に関わる裁判の状況

民事紛争の解決のためには様々の手だてが考えられるが、ここでは、判決に現れた事件のみを対象とする⁶⁾。学納金返還請求事件についての判決は、1960年代に提起された事案も含めると、これまでにその存在が客観的に確認できる判決⁷⁾は、1件の最高裁判決、12件の高等裁判所判決、1件の簡易裁判所判決を含め、総数47件である(表 - 1)。5件を例外として、ほぼ2002年に

提訴された事件の第一審判決とその控訴審判決である⁸⁾。

2002年6月28日に京阪神の3つの地方裁判所に同年度の入学試験を受けた受験生56人が自らが入学辞退をした28大学を相手に訴えを提起⁸⁾し、東京・大阪・名古屋の弁護士団が2002年6月29日に「入学金・授業料問題110番」を実施して同年9月に一斉提訴に至ったとされる⁹⁾。

. 「表 - 1」に関する説明

不特定多数のものが認識できる客観的資料を駆使して存在するものと把握されうる「学納金返還請求事件」判決を、判決年月日順に一覧するものである。「表 - 1」は左から、本稿でつけられた判決番号・判決裁判所・判決年月日(但し西暦表示)・判決掲載場所・事件番号(裁判所が提訴事件ごとに付する固有番号)・備考の順である。

なお、判決年月日に「?」が付されている場合は、後述する検索方法を駆使してもこれを特定できる裏付けがないことを示している(例「判決番号31」)。

この「表 - 1」の「判決掲載場所」以下について若干の説明を要する。蓋し、この15年ほどの間に発生した、判決例検索システムの発展に伴う特殊の事情があるからである。

従来なら、「最高裁判所民事判例集 = 民集」「高等裁判所民事判例集 = 高裁判集」「下級裁判所民事判例集 = 下民集」等の公式判例集と「判例時報」「判例タイムズ」等の定期刊行物につき、時間を経た判決は当該刊行物に付される「索引」号を検索し、新しいものはその現物の目次欄を網羅することで「公表判決」を把握することが出来た。逆に言えば、これらの活字媒体定期刊行物に掲

載された判決を以て「公表判決」と理解していた¹⁰⁾。

しかし、近年では、コンピュータ・ネットワーク・システムを利用した新たな判決検索・参照システムが登場している。これには、最高裁判所のホームページからリンクされている検索システム (<http://www.courts.go.jp/>) のように、インターネットを利用できる環境さえあれば各種判決例を無償で検索・参照できるものもあれば、「TKC法律情報データベースLEX / DBインターネット」のように、有償の会員登録を要するものの、企業が事業としてホストコンピュータ上で継続的にデータを作成し、利用者からすれば常に最新のデータを検索・参照できるものもある¹¹⁾。更に、インターネット上の多数のホームページに紹介される判決もある。判決に関する検索・参照環境は以前と大きく変わったのである。

この状況は、「公表判決」の意味をも変えていると言わねばならないであろう。定期刊行物掲載事案の他、コンピュータのネットワーク・システムを利用して検索・参照できる判決は「公表判決」に加えてもよいと考えられる。しかしホームページ上に掲載されている判決ないしその内容的抜粋または要約については考慮を要する。蓋し、我々が「公表判決」という場合、個人情報保護の視点から当事者氏名の一部が匿名化されることはあっても、個々の訴訟における「証拠判断」の部分が省略されている他は当該判決についての全文が参照できることを意味する。判決原本がいわゆる「一次資料」であり、この「一次資料」の性質を個人情報保護の観点からする制約の枠内で可能な限り保ったものが「公表判決」なのであり、これを資料と出来る場合に初めてその内容に関する法律学上の研究が可能になる。従って、最高裁判所のホームページから検索・参照できるシステムや、ほとんどの事例で判決全文が参照できる「TKC法律情報システム」¹²⁾に収録されている判決データは、「公表判決」のうちを含めてもよいものと考えら得る。これに対して、不特定多数のものが「判決全文」を参照できないデータは本来「公表判決」に含めるべきではない。

しかし、ここでの研究のように、個別事案ではなくて当該事例類型に属する事案全体の動きを鳥瞰して総合的に検討しようとする場合には、当該事例類型に属する判決が存在すること、並びに判決の詳細が省略されているその結果だけについてのデータも、鳥瞰して総合的に考察するという限りにおいて重要な意義を持つものと考えられる。そこで、前述の「公表判決」に加え、「判決全

文」が参照できない事案であっても「東京弁護士会」のホームページ掲載の事案についてはこれをデータとして取り入れることにした。ただし、極力客観性を担保するため、その場合には、同じくインターネット上の有料検索システムである「日経テレコム」のシステムを利用し、日本経済新聞の記事として報道されたものであるかどうかを示すことにした。

ただし、「表 - 1」の「判決番号23」「判決番号46」については、上述の検索結果とは別の手順をふまえてデータに取り入れた。この「判決番号23」は、定期刊行物で紹介され、その判決で述べられている判決理由中の法理につき紹介者によってかなり踏み込んだ学説的研究が行われている¹³⁾が、この判例研究の素材とされた判決は、2005年8月24日現在、上に述べた情報環境のどこにも公表されていない。しかし13名の原告からなる事案であるので、データとしての意義は大きいと考え、この判決とその控訴審判決についてのみ、決して不特定多数の者が参照できるわけではない「判決原本」を参照する機会を享受した¹⁴⁾。

また、「表 - 1」の「判決番号29」にも特記すべき事情がある。インターネットの検索エンジンを用いて調査した際、「全国国公立大学の事件情報」(<http://university.main.jp/blog/archives/000322.html> 2005年8月24日)には、2004年1月29日に日本経済新聞に掲載された記事として「表 - 1」「表 - 2」に示す旨の判決が報道されたと示されているが、他のいかなるシステムやデータを検索してもその所在が確認できない。しかし、「前納金訴訟で大学の損害を学費4年分と認定して返還請求を棄却した」旨の内容は本研究において重要な意義を持つものと考えられるので、これも例外的に「表 - 1」並びに次に説明する「表 - 2」の中にデータとして取り入れた。

更に、「表 - 1 判決番号3・4・5」だけは、判例時報や判例タイムズに掲載されず、「資料」として大学の学術刊行物に第1審以来の判決全文が紹介されている¹⁵⁾。

以上により、「表 - 1」の各欄記載事項には次の意味を持たせている。

まず、判決はすべて、上述した調査方法によってその所在が確認できるものであり、それだけを判決年月日順に並べ、それぞれに固有の判決番号を付した。

「掲載場所」の欄には、各判決を定期刊行物掲載内容として参照できる場所を示してある。公式判例集掲載の

ものであればそれを、判例時報・判例タイムズの両誌に掲載のものは判例時報の掲載場所を、判例タイムズにしか掲載されていないものは判例タイムズの掲載場所を示した。また日本経済新聞にその判決の報道記事があるものと「日経テレコム」のシステム上で確認できた判決については、当該報道記事掲載の日付並びに朝夕刊の別を付した。また、特定地域でしか報道されていないものとされている場合には、各判決の備考欄に「大阪版で報道」などと記載した（例「判決番号32」）。

「事件番号」欄について説明する。裁判所が提訴事案ごとに付する固有記号である「事件番号」は、判明する限りでこの欄に記載した。特に上述の定期刊行物に掲載されていない判決については、判決掲載場所を空欄にして事件番号のみを記載することでその旨を示した。「判決掲載場所」欄が空白で「事件番号」欄にのみ事件番号が記載されている事案は、基本的にコンピュータのネットワークシステムを利用してのみ検索・参照できる判決である（例外は「判決番号38・42」について¹²⁾）。

最後に「備考」欄について説明する。事件番号が判明している場合であってもその判決が上述の検索・参照方法を駆使してもなお発見することが出来ない事案（例「判決番号14」）や「東京弁護団」のホームページで報告され、「日経テレコム」の記事検索で確認できた判決でも事件番号が判明しない判決については、「事件番号」欄を空白にし、「備考」欄に「未公表」の文字を入れた。

・「表 - 2」に関する説明

各判決事案ごとに、被告とされた大学・原告について判決その他のデータから認識可能な情報を、47の判例全体を鳥瞰する際の相互比較を可能にするという目的の下に整理を試みたものである。

「表 - 2」の一番左の番号は、「表 - 1」の判決番号である。判決番号に特別な記号を付していない場合は、当該判決の原告が一人である（例「表 - 2 1」）か、上述の資料を駆使してもなお原告の数が特定できない場合（例「表 - 2 40～43」）であることを示している。そして同一番号にA・B・Cの記号を付してある場合には、当該判決における原告が複数であり、それが資料の中で個別識別¹⁶⁾できることを示している（例「表 - 2 6A～D」は、判決番号6判決である京都地裁平成15年7月16日判決が4人を原告とし、そのそれぞれにつ

いての判断を示していることが判明することを示している）。同一番号に小文字のa・b・c・・・を付してある場合には、当該判決における原告が複数であることまでは判っても被告とした大学が特定される以上の個別識別が出来なかったことを示している（例「表 - 2 31a～e」¹⁷⁾）。

「大学名」欄は、第1審で被告とされた大学名を判明する限りで記載した。不明の場合にはこの欄を空白にしている（例「表 - 2 14」）。ただ、判決文から被告の固有名詞が匿名化されておりながら、原告だけは匿名化されていないながらも個別識別可能な場合もある（例「表 - 2 25A～C」）。

次は各当事者の受験年度を示している。受験年度であるから、入学すればその年の1回生として迎えらるる年度という意味であり、従ってAO入試などの特別な方法による入学試験の場合には、その前年に受験している場合もある（例「表 - 2 19B」）

「学則」欄は、入学手続を履践した受験生・学生が納付した学納金につき、学校法人側が予め返還しないものと定めていたのか、特定期日までに所定の手続を行えば返還される旨を定めていたのかの別を、判明する限りで示す。不明の場合は空白にしておいた。

「表明」欄は、当該受験生・学生が入学辞退の意思を相手方大学に対して表明した日を、判明する限りで記載した。その年は受験年度に相応する。ただし、入学辞退の意思表示は各受験生・学生の身分に関わる重要事項であり、本来なら必ず記録の残る書面で行われるべきものであるが、受験生から電話等でその意思を伝え、後に書面が提出される場合（例「表 - 2 13H」）や、大学からかかってきた入学意思確認の電話の際に辞退意思を表明するという場合（「表 - 2 13S」）もある。また当事者の記憶が曖昧な場合もあれば、記憶は確かでも証拠がない事態も考えられる。あるいは原告と被告とでその日付の認識を異にすることもある。この欄には、原告主張の日付を優先させて記載し、辞退意思表示の日付を特定できない場合は空白とした。判決による事実認定を基準とすべきかとも考えられるが、原告と被告との認識の不一致が現れることも訴訟のダイナミズムであるので、原告の主張を優先させたわけである。

「提訴」欄は、当該事件が裁判所に提訴された年度を示すものであり、各判決の事件番号の最初にその年度が元号で示されているものを西暦表示にした。

「判決年月日」欄は、「表 - 1」との照合の便宜のため

めというより、個々の当事者の時間経過の中での動きを見るという意味もある。つまり、受験年度・提訴年度・判決年月日と並べることで事態の進展状況を垣間見ることが出来るのである。

「請求金額」欄は、各裁判における原告側の請求金額の総額を示している。これが資料検討の中で判明しない場合は空白にした。

次の「入学金」と「授業料等」の欄は、裁判所が認容した金額の費目が判明する限りにおいて「入学金」まで返還を認められたのかそれ以外の「授業料等」の返還しか認められなかったのか、の別を示すと同時にその金額を示した。単位は万円であり、小数点以下は概ね四捨五入してある。この二つの欄で「x」とされているのは、原告の請求が棄却されていることを示す。2つの欄のいずれもが「x」の場合には、原告の請求が全部棄却されたことを示し、「入学金」欄が「x」で「授業料等」欄にのみ数値が入っている場合には、入学金の返還請求までは認められなかった一部認容判決であることを示す。「」は、その費目を払い込んでいながら訴訟で返還請求していないことを示している。「授業料等」欄に「未納」とされているのは、資料から判断して入学金以外の金銭を納付していないことが判明している場合を示す。「」は、原告勝訴の判決であることは判るがその金額までは判明していないという意味であり、判決文を参照できない「未公表」判決の場合にはこのように示すしかないのである。

最後に「備考」欄は、項目化し難い各当事者の属性を、現時点で認識可能な範囲で簡略に示した。例えば、同一年度の同一大学受験生であっても、いわゆる「一般入試」の方式の受験生と「専願」であることを受験条件としているAO入試などの特別入試の場合とを区別する必要があると考えられる（例えば「表 - 2 13S・13T」と「表 - 2 44S・44T」は同一当事者であるが、第1審である判決番号13では「授業料等」の範囲で請求が認容されたが、その控訴審である判決番号44の判決では原判決が変更され、請求が棄却されている）。

本来は、各判決における法条の適用状況、とりわけ各原告について消費者契約法の適用状況を示すことの意義は大きいと考えられるが、これは法律学的な解釈学上の問題となるので、本稿と別に進めている論考の中で明らかにしたい。

「表 - 3」「表 - 4」の説明

いずれも参考資料であり、東京弁護士団がホームページ上で報告しているものを基礎に作成した。ただ、「表 - 3」中の「2002年7月8日までに和解が成立した大学・学校」のみ、別のホームページである「UNNが選ぶ大学界10大ニュース」<http://www.unn-news.com/10news/10news-top.html>、2005年8月24日)の記事を参考にした。あくまでも全体を鳥瞰するという目的に資すると考えられる付随的資料の意味である。

「表 - 4」は注9で説明したように、東京弁護士団のホームページ記載の「提訴案件の状況」(<http://www.5e.biglobe.ne.jp/~nj-bengo/action.htm> 2005年8月24日)を基礎に、これを「表 - 1」「表 - 2」のデータと照合してみたものを「備考」欄に示してある。本来は「表 - 4」を基礎に「表 - 2」の空白欄を埋める推論も可能であるが、あくまでもこの研究は「公表判決」を基礎にし、それ以外のデータも資料として取り入れるけれども、後者には二次的な位置づけしか与えないという考え方であるので、そのような推論には慎重でありたいと考えている。

最後に

本稿はこの問題に関する研究の前提作業である。

「学納金返還請求事件」では、大学と受験生・学生との関係を、受験手続と入学手続との関係・相互の法律関係の内容および性質・契約関係の成立時期・辞退意思表示の法的な意味・大学からの返還金の法的な意味（特に裁判によらない場合）・消費者契約法の適用の可否などが検討されるべきであるし、大学と高等学校までの学校および各種学校等の他の教育機関とで、その法律関係の内容・性質が異なるのか否かも検討されるべきであろう。いずれも別稿において研究する。

注

- 1) 大学の入学試験を受け、合格すると、入学手続に際して、初年度納付金として、その名称は多様であるが、入学金・授業料・その他「施設費」「教育充実費」「実験実習費」「諸会費」等の費用を大学に納付する。これらを総称して「学納金（学生納付金の略と思われる）」と言われる。受験生は一般に浪人となることを回避するためにいわゆる「滑り止め」として、複数大学を受験することが多い。一般的なパターンとし

て、いわゆる国公立大学を第1志望校としながら、志望学部を備えた他の大学（試験日程の関係から私立大学であることが多い。関西の多くの私立大学は2月初旬に試験日を設定し、首都圏の大学はこれを2月下旬に置くことが多い）。ところが、各大学の合格者に対して設定されている入学手続とこれに伴う「学納金」納付期限は、それぞれの試験日程に応じて2月下旬から3月中旬頃、いわゆる国公立大学の合格発表の前に締め切り期日が設定されていることが多いことから、受験生は、志望校の合格発表前に、既に合格している大学の入学手続を開始し、併せて各大学に指定された期限内に入学金並びにその他の授業料等を納付しておく。受験生が、入学手続をとり、学納金を納付した大学にそのまま入学すればここで論じる問題は生じないが、ある大学に入学手続をとって学納金を納付した後に、より志望順位の高い大学に合格してそこに入学することを決意した場合には、既に入学手続を進行させている大学への入学を辞退することになる。

入学辞退した大学に対して、既に納付した「学納金」の返還を請求する事案が、ここで論じる「学納金返還請求事件」である。

- 2) 国立大学・公立大学並びに独立行政法人が設置する大学と学生との間の法律関係については、ここでの考察の外に置く。実際に発生している事案でも、ごく例外的な事件（「表 - 127判決」は公立大学の事案）を除き、これまでのところ、裁判で争われる事件とはなっていないこともその理由であるが、国・公共団体と国民との間で成立する関係の法的性質一般に関わる問題の一環をなし、ここで考察しようとする問題の範囲の外で多くを論じなければならなくなるのである。しかし、将来においては、従来と逆のパターン、すなわち独立行政法人設置大学と私立大学との志望順位が逆転して、私立大学に合格したものが独立行政法人設置大学の入学を辞退する事態も生じる可能性がある。とりわけ、独立行政法人設置大学が、受験日程が一般試験の時期よりかなり早い時期に設定される各種のいわゆるAO入試や推薦方式の入試を採用する傾向の中で、その入学手続期限と学納金納付期限が従来よりも早い時期に設定されることがあれば、この問題は顕在化するであろうし、その場合には、事例的蓄積が豊富となっている私立大学の学納金問題についての裁判の動向が少なくとも一定の事実的波及効果を及ぼすことは充分に考えられる。
- 3) ある大学を受験して合格し、入学手続をとって入学する学生が、いつの時点から当該大学の学生となるのかは、本稿と別に準備している論考において詳しく述べるつもりであるが、入学金と授業料等との法的性質をそれぞれどのようにとらえるべきかという観点から、正面からの考察を要する法律問題である。ここでは、以下、特にことわらない限り「受験生・学生」という名称を使用する。
- 4) 学生と大学・学校との間の法律関係を検討することを要する事案に、いわゆる「学校事故」があり、在学中に発生する事故についての大学・学校側の責任を検討する上では、相互

の法律関係が問題となる。民法709条以下の不法行為責任ないし国家賠償法1条・2条の国家賠償責任または民法415条による債務不履行責任の一環をなす問題であるが、この場合には、労務給付型契約に際してのいわゆる「コンティンジェントサービス」問題の一環として考えることも出来るであろう。この面からの検討は他日を期するものとする。さしあたり、労務給付型契約の一環としての旅行業者と顧客旅行者との関係における「コンティンジェントサービス」につき、廣岡裕一「旅行業者の提供する「サービス」の本質 サービスマーケティングの視点から」（政策科学10巻2号（通巻22号）169頁以下、特に174頁以下、2003年）

- 5) 例えば京都地裁平成15年7月16日判決につき、窪田充見・ジュリスト1255号92～104頁、星野豊・月刊高校教育37-9号67～72頁、長尾治助・NBL68号4～5頁、伊藤進・季刊教育法142号82頁、鹿野菜穂子・判例時報1879号169頁等、また「表126判決」までの25件の判決につき、岩田誉「前納金返還請求訴訟の現状について」中京大学大学院生法学研究論集24号27頁以下の研究がある。
- 6) 裁判提起後に裁判上または裁判外で、もしくは裁判提起以前の交渉に際して、受験生・学生と学校法人との間で和解が成立することもあり得る。公開法廷で行われることを基本的人権の要請とする判決が、個人情報保護法の許容する限度内で公表されることもあるのに対し、和解はその成立事実も内容も公開されないことが原則である。しかし、「入学金・授業料問題東京弁護士」（以下本稿では「東京弁護士」とする）のホームページ（<http://www5e.biglobe.ne.jp/~nj-bengo/>）では、「弁護団の活動報告」という頁（<http://www5e.biglobe.ne.jp/~nj-bengo/katsudou.htm>）の中で2度にわたり「和解解決の状況」が公表され、2003年5月28日時点で「これまでの交渉結果」として「訴訟外での和解成立数24件 返金総額2143万6100円」の数字と、「和解に応じた学校（大学9、短大1、高校2、専門学校12）」として、一部匿名化されているものの、固有名詞が列挙されている（2005年8月19日ホームページ参照。以下本稿でホームページの後ろに記載した年月日は同旨）（後掲「表 - 3」）。
- 7) 判決は、「最高裁判所民事判例集」「最高裁判所刑事判例集」「高等裁判所民事判例集」「高等裁判所刑事判例集」「下級裁判所民事判例集」「下級裁判所刑事判例集」といった公式判例集（他に「家裁月報」「訟務月報」などがある）や「判例時報（判例時報社編集・日本評論社販売）」「判例タイムズ（判例タイムズ社）」をはじめとする雑誌掲載の形で公表されるものが代表的であるが、当然、これらに活字情報として公表される判決以外にも毎年膨大な数の判決が出されている。ちなみに、「法律時報別冊 判例の回顧と展望」という毎年の重要判例の紹介整理のうち、民法の領域は民事法研究会が行うが、筆者自身が担当した「1989年判例の回顧と展望」の「民法 債権」の作成作業では、当該年度の公表判決で民法の債権法に関わるものすべてを網羅して調査した際、その件

数は約600件であった。しかし同期間中に出された判決総数は5桁の数値になる。近年では、コンピュータを利用する検索システムが充実し、活字情報の形にならない公表判決が多数存在する。最高裁判所自身がそのホームページ上に下級審判決例まで含むかなり網羅的な判決例検索システムを設置している（<http://www.couts.go.jp/>からリンクされている<http://courtdomino2.courts.go.jp/kshanrei.nsf>）。また、インターネットで検索すると、様々のホームページなどで公表されている判決も多数に上る（後述）。コンピュータシステム上のデータベースやホームページは、その管理者がかなりの頻度で更新されるため、短期間のうちに情報内容が変わることが考えられる。現に、前掲注5で触れた「入学金・授業料問題東京弁護士会」の他に、「前納金・授業料返還弁護士会」（弁護士会名簿から察する限り大阪を中心とする地域で作られた団体と思われる。以下本稿では「大阪弁護士会」とする）もホームページを開設（<http://homepage3.nifty.com/gakunoukin/index.htm>）しているが、このホームページ上の「弁護士会の活動報告」は2005年8月25日現在で「工事中」となっているので、工事完了の暁には「東京弁護士会」の「活動報告」に匹敵する豊富な情報が提供されるものと期待される。こうした形で、判決理由が公表されないままに判決の所在と帰決だけが報告ないし報道されている判決を、事件の当事者やその訴訟代理人を通じて「判決原本」ないしその複写として入手する方法もないではないが、これは関係者と特殊な結びつきを持った者のみがアクセスできるものであり、不特定多数の者に公開された情報とはいえない。本稿では、公式判例集や雑誌掲載の判例にコンピュータシステムの利用によって検索される判決を加え、不特定多数の者が公開資料として参照できる判決を総称して「これまでにその存在が客観的に確認できる判決」としている。

- 8) 消費者契約法が2002年4月1日に施行されたことを契機に、各大学が従来から定めていた「前納金不返還特約」がこの法律の適用を受けるものと考えての相談が弁護士と受験生・学生との間でなされ、一斉提訴に至った様である（「UNNが選ぶ大学界10大ニュース」<http://www.unn-news.com/10news/10news-top.html>、2005年8月24日）。なお、ここで報告されている和解事案につき後掲「表-3」。
- 9) 東京弁護士会の「活動報告」（前掲注6）、「東京弁護士会のホームページに掲載されている「提訴案件の状況」（<http://www5e.biglobe.ne.jp/~nj-bengo/action.htm> 2005年8月24日）の一覧表を元に、本稿「表-1」並びに「表-2」のデータと照合して認識できる状況を備考欄に加えた一覧表を参考までに作成してみた（「表-4」）。「提案事件の状況」

中で「判決済み」ないし「判決予定」とされているのにそれ以上のデータを得られないものについては、その旨を備考欄に記載した。

- 10) 15年ほど前から「リーガルベース」等といったコンピュータ利用の検索システムが存在するが、そのデータは、既に活字媒体に掲載された判決を網羅してCD-ROMに納められたものであり、データの内容は、新たに更新・編集されたCD-ROMを入手しない限り当該コンピュータ上で更新されることはない。いわば活字媒体全体を網羅する別冊「索引」号のようなものである。
- 11) 立命館大学では、「立命館大学法科大学院 教育研究支援システム」の中にこれが組み込まれているため、立命館大学法科大学院の教員であれば、無償でこれを駆使できる。なお、法科大学院生でない学生も、立命館大学の図書館でも利用できる環境にある。
- 12) ただし、「TKC法律情報システム」では、事件番号と判決年月日並びに判決事項（請求棄却・認容・控訴上告に際しての原判決変更ないし取消や控訴上告の棄却の別のみが記載される）と当該判決掲載定期行物等の提示だけがなされる「書誌」欄と判決全文を参照できる「全文」欄があるが、時に「書誌」欄だけがあって「全文」欄がない判決例も存在する（「判決番号38・42」）。後述するように「表-1」作成において要した工夫の一つはこのことに起因する。
- 13) 潮見佳男「学納金不返還条項の不当性 立命館大学学納金返還請求訴訟第1審判決（大阪地判平成15・12・1）を契機として」（NBL797号18頁以下）。
- 14) もちろん、個人情報保護の観点から、予めその提供を受ける前に、提供者の側において、13名の原告並びにその法定代理人の住所氏名はすべて匿名化の措置（固有名詞を塗りつぶしてABC・・・の記号に換え、判決理由注の氏名もこれに対応して匿名化する）が施されたいことは言うまでもない。学校法人立命館のご厚意でこの機会を享受できた。
- 15) 鈴木俊充「【資料】不当利得返還請求事件（学納金返還請求事件）」（法律論叢70巻4号147頁以下）。
- 16) 人を指すのに「個体識別」の語は適切を欠くとの批判も考え得る。ここでは、固有名詞や住所までが判明した個人として判るものという意味ではなく、当該事件における、匿名化されてはいてもなお判決文等の資料の中でA・B・Cという形で特定の個人として把握しうる人であることを示しており、他意はない。
- 17) 実は後掲の「表-4」と照合すればかなりの個体識別は可能である。しかし判決文の参照を経ないでいたずらな推論を働かせることは適切を欠くと考えた。

表1 判決例一欄

判決番号	判決裁判所	判決年月日	判決掲載場所	事件番号等	備考
1	大阪簡裁	1963. 8. 5	下民集 14-8-1523	昭和 38（八）537号等	
2	東京地裁	1971. 4.21	判時 642-42	昭和 44（ワ）6862号	
3	大阪地裁岸和田支部	1996. 2.16	法律論叢 70-4-147	平成 6（ワ）395号	
4	大阪高裁	1996.11. 7	法律論叢 70-4-147	平成 8（ネ）697号	
5	最高裁判所	1997. 3.20	法律論叢 70-4-147	平成 9（オ）256号	
6	京都地裁	2003. 7.16	判時 1825-46	平成 14（ワ）1789号等	
7	大阪地裁	2003. 9.19	判時 1838-111	平成 14（ワ）9615号等	
8	大阪地裁	2003.10. 6	判時 1838-104	平成 14（ワ）6374号等	
9	大阪地裁	2003.10. 9		平成 14（ワ）9609号	
10	大阪地裁	2003.10.16		平成 14（ワ）6377号	
11	大阪地裁	2003.10.23	判タ 1148-214	平成 14（ワ）9600号	
12	東京地裁	2003.10.23		平成 14（ワ）22807号	
13	東京地裁	2003.10.23	判時 1846- 29	平成 14（ワ）20642号等	
14	大阪地裁	2003.10.27		平成 14（ワ）7286号	未公表・請求棄却
15	大阪地裁	2003.10.28	判タ 1147-213	平成 14（ワ）9603号	
16	大阪地裁	2003.11. 6		平成 14（ワ）13403号	未公表・請求棄却
17	大阪地裁	2003.11. 7		平成 14（ワ）6370号	
18	大阪地裁	2003.11. 7		平成 14（ワ）9608号	
19	大阪地裁	2003.11. 7		平成 14（ワ）9633号	
20	大阪地裁	2003.11.11	判時 1882-56	平成 14（ワ）9606号	未公表
21	大阪地裁	2003.11.25	判時 1882-44	平成 14（ワ）2273号	未公表
22	京都地裁	2003.11.27		平成 14（ワ）2661号等	
23	大阪地裁	2003.12. 1	NBL797-18	平成 14（ワ）9535号の 1 等	未公表・判決原本参照
24	京都地裁	2003.12.24		平成 14（ワ）1814号	
25	神戸地裁	2003.12.24		平成 14（ワ）1409号等	
26	大阪地裁	2003.12.26		平成 14（ワ）6375号等	
27	東京地裁八王子支部	2003.12.26		平成 15（ワ）369号	入学手続懈怠の事案
28	大阪地裁	2004. 1.21	日経 2004.1.21 朝		未公表・一部認容
29	大阪地裁	2005. 1.28	大学事件情報		未公表
30	岡山地裁	2004. 2.18		平成 14（ワ）1058号	
31	東京地裁	2004. 3.22 ?	日経 2004.3.23 朝		未公表
32	岡山地裁	2004. 4.14	日経 2004.4.15 朝		未公表・大阪版で報道
33	名古屋地裁	2004. 4.20	日経 2004.4.20 夕		未公表・名古屋版で報道
34	東京地裁	2004. 4.30 ?			未公表・請求一部認容
35	大阪高裁	2004. 5.19		平成 14（ネ）3268号	8 の控訴審
36	大阪高裁	2004. 5.20		平成 15（ネ）3098号	7 の控訴審
37	大阪高裁	2004. 5.20		平成 15（ネ）3535号	14 の控訴審
38	大阪高裁	2004. 8.25	日経 2004.8.26 朝	平成 15（ネ）2505号	6 判決の控訴審・未公表・大阪版
39	大阪高裁	2004. 9.10	判時 1882-56	平成 15（ネ）3707号	20 の控訴審
40	大阪高裁	2004. 9.10	判時 1882-44	平成 15（ネ）21号	21 判決の控訴審・原判決一部変更・一部認容
41	大阪高裁	2004. 9.10 ?			未公表・原審不明
42	大阪高裁	2004.10. 1	日経 2004.10. 2 朝	平成 16（ネ）931号	原審不明・未公表・原判決一部変更・大阪版
43	大阪高裁	2004.10.22 ?			未公表・原審不明
44	東京高裁	2005. 2.24	日経 2005.2.25 朝		13 判決の控訴審・未公表・原判決一部取消
45	福岡地裁久留米支部	2005. 2.25	日経 2005.2.26 朝		未公表・一部認容・西部版
46	大阪高裁	2005. 4.21		平成 16（ネ）64号	23 判決の控訴審未公表・判決原本参照
47	横浜地裁	2005. 4.28	日経 2005.4.29 朝		未公表・一部認容

表2 地方裁判所判決事件

	大学名	受験	学則	表明	提訴	判決年月日	請求金額	入学金	授業料等	備考	
1	関西大学	1963	不返還	3.22	1963	1963. 8. 5	5.80	×	×		
2	上智大学	1969	不返還	3.22	1969	1971. 4. 21	21.91	×	×		
3	昭和大学(医学部)	1993	不返還	4. 6	1994	1996. 2. 16	985.00		×	補欠合格・寄付金等は返還済	
6 A	京都女子大学	2002	不返還	4. 5	2002	2003. 7. 16	87.20	×	59.98	辞退時に入学金以外返還	
6 B	京都女子大学	2002	不返還	2. 8	2002	2003. 7. 16	84.28	×	58.98		
6 C	京都女子大学	2002	不返還	4. 3	2002	2003. 7. 16	85.56	×	60.26		
6 D	京都成安学園(短大)	2002		3.22	2002	2003. 7. 16	15.00	15.00			
6 E	京都女子大学(短大)	2002	不返還	3.22	2002	2003. 7. 16	25.00	25.00	未納		
7 A	関西医科大学	2001		3.21	3. 3	2002	2003. 9. 19	585.00	×	×	辞退時に13.5返却
7 B	関西医科大学	2000		3.21	3.23	2002	2003. 9. 19	585.00	×	×	辞退時に13.5返却
8 A	神戸薬科大学	2002		3.25	3.14	2002	2003.10. 6	135.00	×	85.00	推薦入学者
8 B	神戸薬科大学	2002		1.24	3.25	2002	2003.10. 6	50.00	×	未納	
9 A	関西外国語大学	2001	不返還	3.29	2002	2003.10. 9	77.93	×	×	公募制推薦入学	
9 B	関西外国語大学	2001	不返還	3.26	2002	2003.10. 9	77.93	×	×	公募制推薦入学	
9 C	関西外国語大学	1993	不返還	4. 1	2002	2003.10. 9	70.43	×	×		
10A	大阪薬科大学	2002		3.22	3.29	2002	2003.10.16	130.95	×	90.95	授業料等のみ返還請求
10B	大阪薬科大学	2002		3.22	4. 1	2002	2003.10.16	90.95		90.95	
11	慶應義塾(中学)	1997	不返還	2.24	2002	2003.10.23	92.63	×	×		
12	大手前看護専門学校	2002		2. 8	3. 6	2002	2003.10.23	33.30	×	未納	辞退意思是入学金振込期日
13A	青山学院大学	2002	不返還	4.24	2002	2003.10.23	112.39	×	×	4.24「退学届」の書面	
13B	関東学院大学	2001	不返還	3.26	2002	2003.10.23	77.88	×	×	3.26「入学辞退通知書」到達	
13C	関東学院大学	2002	不返還	3.11	2002	2003.10.23	77.88	×	49.88	3.11「入学辞退通知書」到達	
13D	慶應義塾大学	1997	不返還	4. 1	2002	2003.10.23	155.00	×	×	4. 1入学辞退書を提出	
13E	上智大学	2002	不返還	3.28	2002	2003.10.23	79.86	×	52.86	3.28頃入学辞退届提出	
13F	上智大学	2002	不返還	4.?	2002	2003.10.23	106.71	×	×	辞退意思表明時期に争いあり	
13G	上智大学	2000	不返還	3.11	2002	2003.10.23	79.31	×	×		
13H	上智大学	2001	不返還	3.23	2002	2003.10.23	79.31	×	×	3.23電話で意思表明 4.19頃辞退届到達	
13I	上智大学	1997	不返還	3.29	2002	2003.10.23	78.21	×	×	3.29頃入学辞退届提出	
13J	星薬科大学	2002	不返還	3.23	2002	2003.10.23	136.61	×	×	窓口で意思表明・争いあり・書類なし	
13K	立正大学	2002	不返還	3.16	2002	2003.10.23	85.80	×	58.30	3.16頃辞退届提出	
13L	立正大学	2001	不返還	3.21	2002	2003.10.23	80.00	×	×	3.21頃辞退届提出	
13M	立正大学	2001	不返還	3.10	2002	2003.10.23	90.50	×	×	3.10頃辞退届提出	
13N	立正大学	2002	不返還	3.26	2002	2003.10.23	101.00	×	73.50	3.26頃辞退届提出	
13O	立正大学	2002	不返還	3.?	2002	2003.10.23	101.00	×	73.50	辞退届提出日不詳	
13P	立正大学	2002	不返還	4.?	2002	2003.10.23	79.20	×	×	入学式欠席・4.11退学届・4.17除籍	
13Q	立正大学	2002	不返還	3.23	2003	2003.10.23	86.50	×	59.00	3.23電話で意思表明 4.19頃辞退届到達	
13R	早稲田大学	2002	不返還	?	2002	2003.10.23	29.00	×	未納	第二次手続き執らず	
13S	早稲田大学	2002	不返還	3.2	2002	2003.10.23	97.42	×	63.42	AO入試・大学からの電話問合で表明	
13T	早稲田大学	2002	不返還	?	2002	2003.10.23	72.61	×	43.61	AO入試・大学からの電話問合で表明	
14		2002				2002	2003.10.27	26.00	×	未納	29の控訴審判決より推定
15	帝塚山大学	1995	不返還	3.27	2002	2003.10.28	87.05	×	×		
16						2002	2003.11. 6	×	×	データに判決理由等がないため詳細不明	
17A	桃山学院大学	2002	不返還	3. 9	2002	2003.11. 7	80.00	×	50.00		
17B	桃山学院大学	2002	不返還	2.23	2002	2003.11. 7	30.00	×	未納		
17C	桃山学院大学	2002	不返還	2.21	2002	2003.11. 7	30.00	×	未納		
18	桃山学院大学	1999		3.23	3.31	2002	2003.11. 7	80.00	×	×	
19A	桃山学院大学	2002	不返還	3.27	2002	2003.11. 7	80.00	×	50.00	公募制推薦入学	
19B	桃山学院大学	2002	不返還	12. 8	2002	2003.11. 7	30.00	×	未納	外国人留学生編入学	
20	神戸松蔭女子学院大学	1997	不返還	3.31	2002	2003.11.11	81.00	×	×	入学書類不提出・大学から確認電話	
21	大阪医科大学	2001		3.21	3.27	2002	2003.11.25	714.00	×	×	3.26に口頭で意思表示・翌日書類提出
22A	京都薬科大学	2002		3.22	3.23	2002	2003.11.27	80.00		80.00	
22B	京都薬科大学	2002		3.22	3. 9	2002	2003.11.27	50.00	×	未納	
22C	京都薬科大学	2002		3.22	3.26	2002	2003.11.27	80.00		80.00	
22D	京都薬科大学	2002		3.22	4. 1	2002	2003.11.27	80.00		80.00	

学納金返還請求事件の現状（山本）

22E	京都薬科大学	2002	3.22	3.23	2002	2003.11.27	80.00		80.00	
22F	京都薬科大学	1997	3.22	3.10	2002	2003.11.27	50.00	×	未納	同趣旨の辞退表明期日規定・日程不明
23A	立命館大学	2002	3.24	3.28	2002	2003.12. 1	91.25	×	61.25	入学辞退確定は4.16
23B	立命館大学	2002	3.24	3.11	2002	2003.12. 1	112.95	×	41.47	
23C	立命館大学	2002	3.24		2002	2003.12. 1	30.00	×	未納	
23D	立命館大学	2002	3.24	4.12	2002	2003.12. 1	70.45	×	×	
23E	立命館大学	2002	3.24	3.29	2002	2003.12. 1	91.25	×	61.25	
23F	立命館大学	2002	3.24		2002	2003.12. 1	30.00	×	未納	
23G	立命館大学	2002	3.24		2002	2003.12. 1	30.00	×	未納	
23H	立命館大学	2002	3.24	3.28	2002	2003.12. 1	91.25	×	61.25	
23I	立命館大学	2002	3.24		2002	2003.12. 1	30.00	×	未納	
23J	立命館大学	2002	3.24		2002	2003.12. 1	30.00	×	未納	
23K	立命館大学	2000	3.23	3.25	2002	2003.12. 1	148.10	×	×	
23L	立命館大学	1994	3.23	不明	2002	2003.12. 1	25.00	×	未納	
23M	立命館大学	1996	3.23	3.24	2002	2003.12. 1	82.50	×	×	
24	花園大学	2002	不返還	3.28	2002	2003.12.24	85.40	×	60.00	
25A		2002	不返還	3.25	2002	2003.12.24	30.00	×	未納	入学手続不履行
25B		2002	不返還	3.30	2002	2003.12.24	91.10	×	×	入学式欠席・授業不出席
25C		2001	不返還	3.29	2002	2003.12.24	91.10	×	×	入学式欠席・授業不出席
26A	四天王寺国際仏教大学	2002		3.19	2002	2003.12.26	85.50	×	55.50	一般公募推薦
26B	四天王寺国際仏教大学	2001		3. 7	2002	2003.12.26	85.50	×	55.50	
26C	四天王寺国際仏教大学	2002		3.16	2002	2003.12.26	85.50	×	55.50	
26D	四天王寺国際仏教大学	2002		3.23	2002	2003.12.26	85.50	×	55.50	
26E	四天王寺国際仏教大学	2001		3.3	2002	2003.12.26	84.35	×	×	
26F	四天王寺国際仏教大学	1996		3.1	2002	2003.12.26	80.15	×	×	
26G	四天王寺国際仏教大学	1993		4. 5	2002	2003.12.26	77.25	×	×	
27	都留文化大学	2001	不返還	3.3	2003	2003.12.26	52.54	27.70	24.84	入学手続懈怠・大学から入学を認められず
28	阪南大学	2002		3末		2004. 1.21	80.00	×	28.00	訴状送達日を辞退確定日として日割計算
29	大阪電気通信大学			4以降		2004. 1.28		×	×	4月以降の入学辞退者
30A	川崎医科大学	2002	3.19	3.28	2002	2004. 2.18	950.00	×	850.00	4.3に大学側書類受理
30B	川崎医科大学	2002	3.19	3.29	2002	2004. 2.18	950.00	×	850.00	4.2に大学側書面受理
31A	東京医科大学	2002				2004. 3.22		×		原告13名・詳細不明 請求総額2200万円 認容総額約1000万円 授業開始以前の辞退意思表明者の 授業料相当額のみ認容
31B	芝浦工業大学	2002				2004. 3.22		×		
31C	法政大学	2002				2004. 3.22		×		
31D	中央大学	2002				2004. 3.22		×		
31E	その他	過年度				2004. 3.22		×	×	
32A	吉備国際大学					2004. 4.14		×		吉備国際大学以外の被告不明・原告6名 請求総額550万円 認容総額300万円 専願入試制度利用者のみ全部棄却
32B	その他（岡山地区）					2004. 4.14		×		
32C	その他（岡山地区）					2004. 4.14		×		
32D	その他（岡山地区）					2004. 4.14		×		
32E	その他（岡山地区）					2004. 4.14		×		
32F	その他（岡山地区）					2004. 4.14		×	×	
33A	名城大学	2002	入学式			2004. 4.20		×	×	辞退表示せず・入学式後の除籍
33B	名城大学	2002	入学式			2004. 4.20		×	×	辞退表示せず・入学式後に除籍
34A						2004. 4.30		×		原告数不明
34B						2004. 4.30		×	×	
45	久留米大学					2005. 2.25	71.50	×	53.10	
47A	フェリス女学院大学					2005. 4.28				計4大学を被告とする事案 請求総額390万円 認容総額220万円（3大学）
47B	神奈川大学					2005. 4.28				
47C-	その他2大学					2005. 4.28				

控訴審判決での展開

	大学名	受験	学則	表明	提訴	判決年月日	請求金額	入学金	授業料等	備考
4	昭和大学(医学部)	1993	不返還	4. 6	1996	1996.11. 7	985.00		×	3 判決の控訴審・控訴棄却
35A	神戸薬科大学	2002	3.25	3.14	2003	2004. 5.19	135.00	×	85.00	8 判決の控訴審・控訴棄却
35B	神戸薬科大学	2002	1.24	3.25	2003	2004. 5.19	50.00	×	未納	
36A	関西医科大学	2001	3.21	3. 3	2003	2004. 5.20	585.00	×	×	7 判決の控訴審・控訴棄却
36B	関西医科大学	2000	3.21	3.23	2003	2004. 5.20	585.00	×	×	
37		2002			2003	2004. 5.20	26.00	×	未納	14 判決の控訴審・控訴棄却
38A	京都女子大学	2002	不返還	4. 5	2003	2004. 8.25	87.20	×	59.98	6 判決の控訴審・控訴棄却
38B	京都女子大学	2002	不返還	2. 8	2003	2004. 8.25	84.28	×	58.98	
38C	京都女子大学	2002	不返還	4. 3	2003	2004. 8.25	85.56	×	60.26	
38D	京都成安学園(短大)	2002		3.22	2003	2004. 8.25	15.00	×		・原判決変更・請求棄却
38E	京都女子大学(短大)	2002	不返還	3.22	2003	2004. 8.25	25.00	×	未納	・原判決変更・請求棄却
39	神戸松蔭女子学院大学	1997	不返還	3.31	2003	2004. 9.10	81.00	×	51.00	20 判決の控訴審判決・原判決一部変更
40	大阪医科大学	2001	3.21	3.27	2003	2004. 9.10	714.00	×	614.00	21 判決の控訴審・原判決一部変更
41	大阪薬科大学					2004. 9.10				原審不明・原判決一部変更・請求一部認容
42	大阪経済大学	過年度				2004.10. 1				原審不明・原判決変更・請求認容
43	京都産業大学					2004.10.22				原審不明・原判決一部変更
44A-	青山学院大学等		不返還		2003	2005. 2.24		×	×	13 判決控訴審・控訴人 16 名 3 月中の入学辞退者 7 名につき 入学金のみ請求認容 ・原判決取消・請求棄却 ・原判決取消・請求棄却
44B-	関東学院大学等		不返還	3月中	2003	2005. 2.24		×		
44E-	上智大学等		不返還	4月	2003	2005. 2.24		×	×	
44S	早稲田大学AO入試	2002	不返還	3.2	2003	2005. 2.24	97.42	×	×	
44T	早稲田大学AO入試	2002	不返還	?	2003	2005. 2.24	72.61	×	×	
46A	立命館大学	2002	3.24	3.28	2003	2005. 4.21	91.25	×	×	23 判決控訴審・原判決取消・請求棄却
46B	立命館大学	2002	3.24	3.11	2003	2005. 4.21	112.95	×	41.47	・控訴棄却
46C	立命館大学	2002	3.24		2003	2005. 4.21	30	×	×	・控訴棄却
46D	立命館大学	2002	3.24	4.12	2003	2005. 4.21	70.45	×	×	・控訴棄却
46E	立命館大学	2002	3.24	3.29	2003	2005. 4.21	91.25	×	61.25	・控訴棄却
46F	立命館大学	2002	3.24		2003	2005. 4.21	30	×	×	・控訴棄却
46H	立命館大学	2002	3.24	3.28	2003	2005. 4.21	91.25	×	61.25	・控訴棄却
46I	立命館大学	2002	3.24		2003	2005. 4.21	30	×	×	・控訴棄却
46K	立命館大学	2000	3.23	3.25	2003	2005. 4.21	148.1	×	×	・控訴棄却
46L	立命館大学	1994	3.23	不明	2003	2005. 4.21	25.00	×	×	・控訴棄却
46M	立命館大学	1996	3.23	3.24	2003	2005. 4.21	83.25	×	×	・控訴棄却

最高裁判所判決

	大学名	受験	学則	表明	提訴	判決年月日	請求金額	入学金	授業料等	備考
5	昭和大学(医学部)	1993	不返還	4. 6	1997	1997. 3.20	985.00		×	3 判決の上告審・上告棄却

表3 和解成立事例

和解成立時期	大学名	大学以外の学校
2002. 7. 8日まで	京都精華大学 京都造形芸術大学 成安造形大学 追手門学院大学 関西外国語大学	キャットミュージックカレッジ 等3つの専門学校
2002. 9.24まで	東京女子大学 埼玉医科大学付属短期大学 国士舘大学 拓殖大学 道都大学 山梨学院大学 東北福祉大学 東北福祉大学	海城高校 東京福祉専門学校 千葉県医療福祉専門学校 日本福祉リハビリテーション学院 探偵学校ガルティテクティブスクール 東京デザイナー学院
2003. 5.28まで	産業大学 秀明大学 医科大学	日本大学第二高等学校 放送専門学校 渋谷区医師会付属看護高等専門学校 慈恵学園東京福祉専門学校 葵学園埼玉医療福祉専門学校 サンシャイン学園 新英学園仙台技工士専門学校 ダイエックス(株) デザイン研究所 平和学院看護専門学校

表4 東京弁護士会提訴状況

提訴裁判所	大学・法人名	事件番号	備考
東京地裁 A	日本大学 学習院大学 獨協大学 駒澤大学 明治大学 モード学園 明治学院大学 津田塾大学 恵泉女学園大学 國學院大學 東京理科大学	平成14(ワ)20640号	判決済・未公表 (情報皆無)
東京地裁 B	帝京大学 帝京平成大学 沖永学園 香川栄養学園 城西大学 亜細亜学園 梅壇学園・大東文化学園 大東文化学園	平成14(ワ)20658号	結審済 (2005.4.28現在で 2004.12.20判決と されるが情報皆無)
東京地裁 C	北里学園 東邦大学 五島育英会 武蔵野美術大学 慈恵大学 東海大学 東洋大学 国際基督教大学 大乘淑徳学園	平成14(ワ)20659号	表-1 判決番号34?

東京地裁 D	青山学院 関東学院 慶應義塾 静岡理科大学 上智学院 星薬科大学 立正大学学園 早稲田大学	平成14(ワ)20642号	表-1 判決番号13
東京地裁 E	東京医科大学 芝浦工業大学 法政大学 日本リハビリテーション振興会 中央大学	平成14(ワ)20623号	表-1 判決番号31?
東京地裁 F	文教学園 昭和大学 佐藤栄学園 共立薬科大学 東京聖徳学園 日本医科大学 玉川学園 実践女子学園 新潟科学技術学園	平成15(ワ)5575号	判決済とされるが 未公表・詳細不明
東京地裁 G	北里学園 国土館 上智学院 聖心女子学院 日本大学 法政大学 立正大学学園 早稲田大学	平成16(ワ)7327号	係属中?
東京地裁 H	国際医療福祉大学 東京電機大学 東京理科大学	平成16(ワ)22714号	係属中?
東京地裁八王子支部	都留文化大学	平成15(ワ)369号	表-1 判決番号27
横浜地裁 (追加提訴事案と 併合審理)	麻布獣医学園 神奈川大学 フェリス女学院 横浜商科大学	平成14(ワ)3573号 平成15(ワ)1179号	表-1 判決番号47?
仙台地裁	静岡理科大学	平成15(ワ)343号	判決済とされるが、 未公表・詳細不明

学納金返還請求事件の現状（山本）

控訴裁判所	大学・法人名	事件番号	備考
東京高裁 A	日本大学 学習院 獨協学園 駒澤大学 明治大学 明治学院大学	平成16(ネ)2715号	結審済とされるが 未公表・詳細不明
東京高裁 C	北里学園 東邦大学 五島育英会 東海大学 東洋大学 国際基督教大学	平成16(ネ)3109号	係属中？
東京高裁 D	青山学院 関東学院 上智学院 星薬科大学 立正大学 早稲田大学	平成15(ネ)6002号	表 - 1 判決番号44？
東京高裁 E	東京医科大学 芝浦工業大学 法政大学 中央大学	平成15(ネ)823号	結審済 (2005.4.25現在で 2004.12.21に 判決予定 判決未公表 詳細不明)
東京高裁 F	昭和大学 東京聖徳学園 実践女子学園 文教学園 佐藤栄学園	不明	